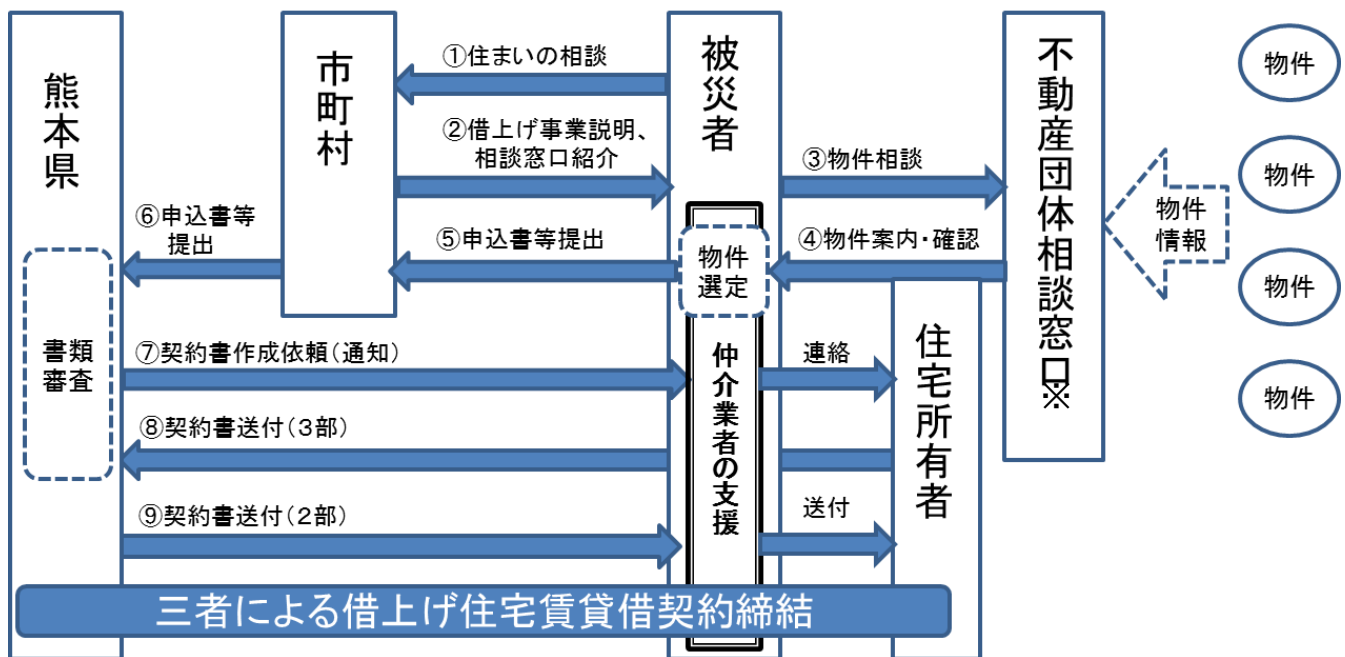


平成28年熊本地震によってお住まいに 被害を受けられた皆さまへ（ご案内）

熊本県では、県内市町村（熊本市を除く）にお住まいで、今回の地震により住宅に甚大な被害（※）を受けられた皆さまに、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げて提供する事業を実施します。

※甚大な被害とは、「住居の全壊又は大規模半壊」を指します。

民間賃貸住宅借上げ事業の流れ



【手続き】

- ①～② 被災時にお住まいの市町村に設置されます相談窓口にて、関係書類を受け取ってください。
- ③～④ 不動産団体相談窓口※（電話0120-03-0338 受付時間 10:00～17:00）にお電話いただき、熊本県が実施する民間賃貸住宅借上げ事業に伴う賃貸住宅の紹介依頼であることをお伝えいただき、物件の紹介を受けてください。
※ 物件の選定については、不動産団体相談窓口を通さないことも可能ですが、本制度の内容（裏面）を貸主等と十分に確認の上、選定をお願いします。
- ⑤ 物件を選定後、申込書等（裏面参照）を作成いただき、被災時にお住いの市町村宛てご提出ください。
- ⑦ 申込書等の審査で適当と認められた場合は、県から契約書作成依頼（通知）をご本人様（又は仲介業者様）に行います。
- ⑧ 仲介業者様等のご協力のもと、契約書等（裏面参照）を作成いただき、県担当（裏面参照）に提出してください。

裏面もご覧ください。

民間賃貸住宅借上げ事業の概要

(1) 入居者の要件（いずれにも該当）

- ① 平成28年熊本地震における災害（以下「当該災害」という。）時点（平成28年4月14日）において、熊本県（熊本市を除く）に住所を有する者
- ② 当該災害による住居の全壊又は大規模半壊により、居住する住宅がない者
- ③ 自らの資力をもってしては、住居を確保することができない者
- ④ 災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない者

(2) 借上げ住宅の条件（いずれにも該当）

- ① 貸主から同意を得ているもの
- ② 管理会社等により賃貸可能と確認されたもの。
- ③ 家賃が、1箇月当たり原則6万円（対象世帯が5名以上（乳幼児を除く）である場合にあっては9万円）以下であること。ただし、特別の事情がある場合においてはこの限りではない。

(3) 費用負担

- ① 県の負担 ※ 申込書には下記の限度額の範囲内で記入
 - ア. 家賃（上記（2）の③のとおり）
 - イ. 礼金（家賃の1ヶ月分を限度）
 - ウ. 仲介手数料（家賃の0.54ヶ月分を限度）
 - エ. 退去修繕負担金（家賃の2ヶ月分を限度）
 - オ. 火災保険等損害保険料（1年当たり1万円を限度）→ ※県（借主）が保険に加入
- ② 入居者の負担
 - ア. 光熱水費、管理費、共益費、駐車場費、自治会費など
 - イ. 退去時の修繕費が上記（3）の①のエ（退去時の補修費用）を上回る場合の不足額

(4) 入居期間

入居時から2年間

(5) 既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方

平成28年4月14日の発災以降、既に個人で契約して入居している方についても、上記（1）の入居者の要件、上記（2）の借上げ住宅の条件の双方に該当し、貸主の同意が得られる場合には、県、貸主、入居者が三者契約を締結することで、本事業の対象となる。

(6) 提出いただく書類

【申込時】

- ① 申込書（様式第1号）
 - ② 誓約書（様式第3号）
 - ③ 暴力団員の照会等に係る「同意書」（様式第4号）
 - ④ 応急仮設住宅としての使用に係る「同意書」（様式第5号）→ ※ 貸主が記入
 - ⑤ 住民票
 - ⑥ り災証明書 → ※市町村での発行が遅くなる場合は御相談ください。
 - ⑦ 委任状（様式第6号）→ ※必要な場合（貸主が不動産業者等に管理を委託する場合等）に提出
 - ⑧ チェックリスト → ※提出書類に不備がないかチェックしてください。
- ※ 上記（5）に該当する方は、個人で契約した契約書の写し

【県からの契約書作成依頼（通知）後】

- ① 契約書（3部。様式は県から送付。県ホームページからダウンロードも可）
- ② 支払先申出書（様式は県から送付。県ホームページからダウンロードも可）
- ③ 重要事項説明書（1部）※ 仲介業者様を介す場合は提出が必要（仲介業者様が作成）

【提出先・お問い合わせ】熊本県健康福祉部 健康福祉政策課（住居対策班）

民間賃貸住宅借上げ事業担当 電話：096-333-2818